

国民年金に関するお知らせ

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには手続きが必要です。

対 次の①または②に該当する人

①老齢基礎年金を受給し、次のA～Cの要件を全て満たしている人

A. 65歳以上／B. 世帯全員の市町村民税が非課税／C. 前年の年金収入額とその他所得額の合計が約93万円以下

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得額が約492万円以下の人

請求手続き

◎**新たに支給対象となる人**…日本年金機構から届いた「請求手続きの案内」に同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入の上、郵送してください。

◎**年金を受給しはじめる人**…年金の請求手続きと併せて、弘前年金事務所または国保年金課窓口で請求手続きをしてください。

※対象の要件を満たしているにもかかわらず、請求手続きの案内が届いていない人は、基礎年金番号を確認の上、給付金専用ダイヤル（☎0570-05-4092）へお問い合わせください／現在、年金生活者支援給付金を受給していて、引き続き要件を満たしている場合は手続き不要です。

注意事項 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省が、金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付した全額が社会保険料控除の対象となります。

令和8年1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した人へ、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が10月下旬～11月上旬にかけて日本年金機構から送付されますので、年末調整・確定申告まで大切に保管してください。

また、令和8年10月1日～12月31日の間に、今年初めて国民年金保険料を納付した人へは、令和9年2月上旬に送付される予定です。

※ねんきんネットで事前に電子送付希望の登録をしている人には電子データで控除証明書が送られます。

国民年金保険料の育児免除制度が始まります

子を養育する国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付を免除する制度が、令和8年10月から新たに始まります。申請受け付けは弘前年金事務所および国保年金課窓口のほか、スマートフォンによる電子申請も可能です。窓口で申請する場合、マイナンバーカードなどの顔写真付き本人確認書類の持参が必要です。

対象者や免除される期間などの詳細は、日本年金機構ホームページで確認を。



問 ねんきん加入者ダイヤル（☎0570-003-004〈050で始まる電話の場合は☎03-6630-2525〉）／弘前年金事務所（外崎5丁目、☎27-1339）／国保年金課国民年金係（市役所1階、☎40-7048）

今月の納税

問 収納課（市役所2階、☎40-7032、☎40-7033）

固定資産税 第3期
 国民健康保険料 第4期
 介護保険料 第4期
 後期高齢者医療保険料 第4期

納期限
11/2 (月)
 納税には便利な
 口座振替をぜひ
 ご利用ください。

夜間・休日納税相談

平日の日中に納税相談ができない人のために、夜間・休日に納税相談日を設けています。

夜間納税相談 10月19日(月)～21日(水)の午後5時～7時

休日納税相談 10月25日(日)の午前9時～午後4時

納期限までに納付できない事情がある人は、未納のままにせず、ご連絡ください。夜間・休日納税相談では、窓口を開設しているほか、電話相談もできます。※特別な理由がなく納付や連絡がない場合は、滞納処分を執行することがあります。

「公共交通機関

定額乗り放題サービス」を開始



市では、公共交通の移動の利便性向上と利用促進、冬期間の交通渋滞の解消等を目的に、弘南バス・弘南鉄道・乗合タクシーが定額で乗り放題となるサービス「ひろさき MaaS」を、昨年度に引き続き実施します。

実施期間 10月1日(木)～令和9年3月31日(水)

対象公共交通機関・利用区間

●弘南バス…市内から発車または市内に到着する路線全線（青森空港線、岩木スカイラインシャトルバス、暗門白神号を除く）／●弘南鉄道…弘南線・大鰐線全線／●乗合タクシー…市内全線（一般のタクシーではありません）

	月定額乗り放題	1日定額乗り放題
対象者	中学生以上 65歳未満	要件なし
料 金	1カ月あたり 9,000 円	1日あたり 1,250 円
販売上限	3,000 枚	1,600 枚

※両サービスにおいて、住所要件はありません／販売上限に達し次第、販売終了

購入方法などの詳細は、市ホームページで確認を。

問 地域交通課（☎35-1102）



令和9年度

各文化施設の優先予約の受け付け

施設名	仮申し込み		一般申し込み方法（先着順）
	申込期間	利用希望が重複した際の 抽選開始日時（場所は各施設）	
①市民会館 （下白銀町）	11月1日(日)～19日(木) 午前9時～午後5時 ※大ホールのみ	11月30日(月) 午前10時	12月1日(火)の午前9時から窓口で。 ※12月2日(水)からは電話も可
②市民文化交流館 （駅前町）	11月3日(火)(祝)～18日(水) 午前8時30分～午後5時 ※ホールのみ	11月29日(日) 午前10時	令和9年1月5日(火)の 午前8時30分から窓口または電話で。 ※多世代交流室は4月分のみ
③弘前文化センター （下白銀町）	11月4日(水)～15日(日) 午前9時～午後5時 ※大ホール、小ホール、美術 展示室のみ	12月7日(月) 午前10時	12月7日(月)の午後1時から窓口で。 ※12月8日(火)の午前10時からは 電話も可
④百石町展示館	11月3日(火)(祝)～17日(火) 午前9時～午後5時	上半期分…12月1日(火) 下半期分…12月2日(水) ※時間はいずれも午前10時	12月11日(金)の午前10時から窓口で。 ※12月16日(水)からは電話も可
⑤岩木文化センター （賀田1丁目）	11月9日(月)～20日(金) 午前9時～午後5時 ※ホールのみ	12月8日(火) 午後1時 ※場所は中央公民館岩木館 （賀田1丁目）	12月10日(木)の午前9時から 中央公民館岩木館受付窓口で。 ※12月11日(金)からは電話も可

問 ①市民会館（☎32-3374、第3(月)〈祝の場合は翌日〉は休み）
 ②市民文化交流館（ヒロ口3階、☎35-0154）
 ③弘前文化センター（☎33-6571、第3(火)〈祝の場合は翌日〉は休み）
 ④百石町展示館（☎31-7600）
 ⑤岩木文化センター（☎82-3214、(土)・(日)と(祝)は休み）

共通事項 一つの催しを1件とし、各窓口で申し込んでください／申し込みの際は、催しの名称・内容などを明確にしておいてください／公共団体などの行事が予定されている日は使用できません。